

令和7年第10回定例会（会議録）

開催日	令和7年10月16日（木）
開催場所	あま市役所 2階 B1B2会議室
開催時間	午後2時00分～午後3時20分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、近藤真司、三浦明里
欠席委員	0人
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第42号 教育支援室の入室について（非公開） 日程第5 その他 (1)後援申請について（報告） (2)陳情（指定避難所（正則小学校）の整備促進に関する要望書）について（報告） (3)令和7年9月議会（一般質問）について（報告） (4)令和8年度あま市美和図書館館内整理日の承認について（報告） (5)通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） (6)就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） (7)特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） (8)あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） (9)生徒指導（令和7年9月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和7年9月19日～令和7年10月16日の経過を報告)
	市教育委員会関係 4回
	教育長用務 3回
	教育総務課事業 0回
	学校教育課事業 5回
	生涯学習課事業 0回
	スポーツ課事業 9回
	市行事 6回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 0件公開 1件非公開
教 育 長	日程5、その他報告事項 4件公開 5件非公開
教 育 長	(1)「後援申請について(報告)」審議0件、報告5件
教育総務課長	①「2025冬アズワンワンダースクール自然体験教室(特定非営利活動法人アズワン)」(生涯学習)
	事業目的は、別紙添付のことです。
	事業内容は、別紙開催概要のことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、毎年市内の児童生徒が参加

	しているため。
	開催期間は、令和7年12月24日～令和8年1月6日（9日間）です。
	開催場所は、岐阜県高山市朴の木平スキー場 他です。
	参加者は、愛知県、岐阜県、三重県の小中学生320人とのことです。
	参加料は、42,800～50,800円です。
	（以下概略を説明）
教育総務課長	令和6年10月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	②「第43回尾張七宝新作展（尾張七宝協同組合）」（生涯学習）
	事業目的は、地場産業の伝統的工芸品である尾張七宝の宣伝紹介を行い、販路の拡大と取引の促進及び品質の向上を図ることです。
	事業内容は、尾張七宝協同組合員が生産した新作品を展示し、七宝焼の宣伝紹介を行うとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、後援をいただくことにより、より多くの人に尾張七宝焼新作展をアピールすることができるためとのことです。
	開催期間は、令和7年11月21日～令和7年11月24日（4日間）です。
	開催場所は、あま市七宝焼アートヴィレッジ 七宝焼ふれあい伝承館企画展示室です。
	参加者は、地域を問わず参加可能で600人を見込んでいるとのことです。
	参加料は、無料です。
	（以下概略を説明）
教育総務課長	令和6年9月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	③「岡田香真流大正琴琴吉会クリスマスコンサート（大正琴 琴吉

	会)」(生涯学習) 事業目的は、大正琴を通じて地域文化の発展・交流を図るためとのことです。 事業内容は、大正琴、クリスマス会とのことです。 後援名義の必要な理由及び使用目的は、生涯学習を広く市民に発展させ、多くの人に参加してもらうためとのことです。 開催期間は、令和7年12月20日(1日間)です。 開催場所は、あま市七宝公民館 講堂です。 参加者は、市内一般約100人を見込んでいるとのことです。 参加料は、無料です。 (以下概略を説明) 教育総務課長
教育総務課長	令和6年10月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。 ④「第44回海部東部スポーツ少年団軟式野球新人大会(あま市スポーツ少年団軟式野球連盟)」(スポーツ) 事業目的は、少年野球を通じての児童教育及び周辺市町村間の親睦を深めることです。 事業内容は、トーナメント戦による少年軟式野球大会とのことです。 後援名義の必要な理由及び使用目的は、青少年の健全育成の概念より、少年野球を通じて心技体の育成をするためとのことです。 開催期間は、令和7年11月1日～令和7年11月29日(5日間)です。 開催場所は、あま市内グラウンドです。 参加者は、県内小学生280人とのことです。 参加料は、4,000円です。 (以下概略を説明) 教育総務課長
教育総務課長	令和6年9月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。

教育 総 務 課 長	<p>⑤「第45回海部東部スポーツ少年団軟式野球お別れ大会（あま市スポーツ少年団軟式野球連盟）」（スポーツ）</p> <p>事業目的は、少年野球を通じての児童教育及び周辺市町村間の親睦を深めるためとのことです。</p> <p>事業内容は、トーナメント戦による少年軟式野球大会とのことです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、青少年の健全育成の概念より、少年野球を通じて心技体の育成をするためとのことです。</p> <p>開催期間は、令和8年1月11日～令和8年1月25日です。</p> <p>開催場所は、あま市内グラウンドです。</p> <p>参加者は、県内小学生200人とのことです。</p> <p>参加料は、4,000円です。</p> <p>(以下概略を説明)</p> <p>令和6年9月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。</p> <p>(質疑等を許可)</p> <p>(質疑なし)</p> <p>(2)「陳情（指定避難所（正則小学校）の整備促進に関する要望書）について（報告）」</p> <p>令和7年9月16日にあま市教育長宛て二ツ寺区長及び二ツ寺自主防災会長から、指定避難所（正則小学校）の整備促進に関する要望書が提出されました。</p> <p>陳情事項としては、</p> <p>1. 正則小学校に設置してある受水槽（15m³）に災害時に使用できる給水栓を設置する。また、プールはいつも満水にして災害時に使用できるようにする。</p> <p>2. 現在、備蓄されていない簡易トイレを早急に配備する。また、正則小学校に設置してある排水浄化槽に災害時に使用できるマンホールトイレ等を設置できるようにする。</p>
教育 総 務 課 長	
教 育 長	
委 員 全 員	
教 育 長	
教育 総 務 課 長	

	3. 防災ボックス内に体育館全体の鍵を収納する。
	以上です。
	(以下概略を説明)
教育 総務課長	あま市長にも提出されており、あま市危機管理課から回答をする予定です。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	陳情事項の3「防災ボックス内に体育館全体の鍵を収納する。」とありますが、入口の鍵だけではだめなのでしょうか。
教育 総務課長	玄関を開ければほとんどの部屋を開錠することができます。しかし、会議室だけ児童クラブが使用しており、鍵の管理を子ども福祉課がしております。
委 員 員	会議室も含めた要望という事でしょうか。
教育 総務課長	ご認識のとおりです。
委 員 員	普段から訓練等で使用しているのでしょうか。
教育 総務課長	年に1回、自主防災会訓練で使用するくらいだと思います。
教育 総務課長	鍵について、「玄関しかないのか。他にも鍵があるはず。なぜ入っていらないのか。」ということだと思います。
委 員 員	区長がおっしゃっているのでしょうか。
教育 総務課長	区長と自主防災会長が来庁されました。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「令和7年9月議会（一般質問）について（報告）」
教 育 部 長	令和7年9月議会の一般質問では、教育関係について7人の市議から合計8件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教 育 部 長	I 近藤みどり議員から質問を受けました。
	1 市長公約の取組について
	(1) あま市子どもがつくる弁当の日条例（仮）の制定について
	①本市で実施している「弁当の日」は、いつ始まったのか伺います。

	<p>以上の質問に対し、「平成28年11月14日、市内PTA連絡協議会幹事会研修会で「弁当の日」の提唱者である当時の香川県綾南（りょうなん）町立滝宮（たきのみや）小学校竹下和男校長をお迎えし、講演会を開催しました。その講演に感銘を受け、市内小学校2校で翌2月に市内で初めての弁当の日が実施されました。それが全校に広がっております。」と答弁しました。</p>
	<p>②条例の制定に向けた現在の取組状況を伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「本条例は、子どもたちが弁当づくりを通じて正しい食の知識を身につけ、生涯にわたり健全な食生活を実現し心身の健康を増進するため、12月定例会に議案として提出させていただきますことを考えております。なお、条例につきましては、9/16からパブリックコメントの実施を予定しておりますので、それまでに条文を固め、12月定例会において本条例が提出できるよう進めてまいります。」と答弁しました。</p>
	<p>③条例を制定する意義を伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「本条例の意義としましては、弁当の日の取組を通じて、子どもたちの生きる力を育むことにあります。具体的には、子どもたちが自ら弁当をつくる経験を重ねることで、食への関心の向上や、家族と協力して取り組む力、達成感など、子どもたちの健やかな成長に寄与するものと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>④条例の制定により、どのような目的がはたされるのか。</p> <p>以上の質問に対し、「本条例は、市、保護者及び学校の役割を明確にし連携して取り組むことで、子どもたちの生きる力を効果的に育むことができるものと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>⑤他の自治体でも同様の条例が制定されているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「弁当の日の取り組みとしては、平成13年に竹下和男校長が香川県綾南町立滝宮小学校で始めたことが先駆けとされております。本市以外にも岡崎市、栃木県宇都宮市等でも同様の活動が行われております。他の自治体における条例の状況は、宮崎県の</p>

	<p>宮崎県食の安全・安心推進条例に弁当の日の推進・周知・定着に関する内容が盛り込まれておりますが、弁当の日を単独で条例として制定している自治体は現時点では確認されておりません。」と答弁しました。</p> <p>⑥条例の構成としてどのように考えているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「本条例は、制定の意義を示す前文、目的、定義、基本理念のほかに、市、保護者及び学校の役割を明示する構成となる予定であります。」と答弁しました。</p> <p>⑦基本理念はどのように考えているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「基本理念は、価値観や方針を示す柱と考えております。子どもたちが弁当づくりを通じて生きる力を身につけ、食に携わる人々への理解と感謝の気持ちを持つことを基本理念としたいと考えております。」と答弁しました。</p> <p>⑧市として、具体的にどのような施策を考えているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「現在、小中学校で実施している「自分でつくる弁当の日」を「子どもがつくる弁当の日」として継続して実施していくとともに、学校給食センターで毎年開催している親子料理教室において、調理したおかずを弁当箱に詰める工程を取り入れ、家庭での実践にもつながるよう工夫していきます。また、生涯学習課と連携し、親子で弁当づくりを体験できる講座を展開してまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p> <p>⑨学校の役割として、具体的にどのような施策を考えているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「「子どもがつくる弁当の日」に向けて、事前には家庭科の授業で調理実習を行い、食材選びや調理法、栄養バランスの取れた献立について子どもたちが学ぶ機会を設け、また、条例の基本理念に基づき、効果的な施策を実現するため、教育委員会と協力して、保護者の理解と協力が得られるよう周知啓発に努めることを想定しております。」と答弁しました。</p> <p>II 足立詔子議員から質問を受けました。</p>
教 育 部 長	

	<p>1 スクランブル交差点の設置について</p> <p>(1) 甚目寺南小学校の通学路について</p> <p>①横断歩道廃止となった以降、通学路の変更はあったのか。</p> <p>以上の質問に対し、「横断歩道が廃止となったことにより、本郷地区から通学する児童については、横断歩道のあった場所から南にある、甚目寺南中学校南交差点まで迂回をして、道路を横断するよう変更されました。なお、通学路の変更につきましては、対象の児童には本年3月3日に当該小学校で開催された通学団会議において説明し、加えて4月18日に当該小学校の全児童の保護者に対し、図付きの通知文書をメールにて学校から送信し、周知しております。」と答弁しました。</p> <p>②通学路の変更があった場合、児童の登下校に与える影響は</p> <p>以上の質問に対し、「これまで横断していた場所からの迂回により、180メートル程通学距離が延長されたものの、信号交差点を横断することで、従前の信号のない横断歩道を横断するよりも、安全に横断することができているものと考えます。」と答弁しました。</p> <p>③坂牧東交差点が改良されて、児童の登下校に安全は配慮されているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「【建設産業部長答弁】坂牧交差点の改良につきましては、歩道や滞留スペースの拡幅を行うとともに、防護柵等を整備しており、歩行者と車両の動線を物理的に分離し、安全確保が図られています。これにより、歩行者と車両の接触リスクが軽減されるものと認識しております。このことから、児童を含む歩行者の安全に配慮された構造となっていると考えております。」と答弁しました。</p> <p>III野中幸夫議員から質問を受けました。</p> <p>1 避難所の環境について</p> <p>(1) 小中学校体育館の熱中症対策はどのようにになっているか</p> <p>①エアコンの設置状況はどこの学校で設置されているか</p> <p>以上の質問に対し、「あま市地域防災計画の中で市内の全17小中</p>
教 育 部 長	

	<p>学校が指定避難所とされております。普通教室には全て空調設備を設置しており、現在、特別教室への設置を進めておりますが、体育館には空調設備は設置できておりません。」と答弁しました。</p> <p>②設置計画はどのようにになっているか</p> <p>以上の質問に対し、「学校施設における空調設備については、使用頻度の高い特別教室から、順次設置を進めているところあります。体育館への空調設備については、特別教室への設置が終わりましたら、早期に実施していきたいと考えております。」と答弁しました。</p> <p>③政府の公立学校施設への空調設備の予算はあるか。あればどのようなものか</p> <p>以上の質問に対し、「公立学校施設等への空調設備設置に対する国庫補助事業としまして、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」と、「空調設備整備臨時特例交付金」があります。また、空調設備設置に活用できる補助金として、避難所等を対象とした経済産業省所管の「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃焼備蓄の推進事業費補助金」もあります。このほか、市の財政負担を軽減できるものとして、総務省所管の指定避難所を対象とした「緊急防災・減災事業債」いわゆる緊防債がございます。「学校施設環境改善交付金」は、学校施設整備等を促進するため、改築や補強、大規模改造に係る経費の一部を国が補助するものであります。冷暖房設備の新設、これに伴うキュービクル等の設置や断熱性の確保工事が補助対象となり、補助算定割合は原則1／3、補助対象となる工事の上限額は7,000万円であります。また、断熱性が確保されていることが要件となります。「空調設備整備臨時特例交付金」は、令和6年度に新たに創設され、避難所として活用される学校体育館に空調設備を設置するための費用の一部を国が補助するものであります。対象となる工事内容と補助対象となる工事の上限額は「学校施設環境改善交付金」と同じですが、補助算定割合が1／2、断熱性の確保に加え避難所に指定された学校であることが要件となります。なお、「空調設備整備臨時特例交付金」</p>
--	---

	<p>は、令和15年度までの工事が対象となっております。経済産業省の「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金」は、施設の機能を維持することが必要な避難所に、災害時に備えた自衛的な燃料備蓄のための石油製品タンク及び石油ガス災害バルク等を設置する者に対し費用の一部を国が間接的に補助するものであります。補助率は1／2以内、補助限度額5,000万円が交付されるもので、電気・都市ガス・水道が全て止まった災害時に、容器の貯蔵上限量50%に対し3日以上対応可能となることが必要要件となります。」と答弁しました。</p>
教 育 部 長	<p>IV 柏原功議員から質問を受けました。</p> <p>1 G I G Aスクール端末について</p> <p>(1) G I G Aスクール端末の家庭への持ち帰りについて</p> <p>① 試験的に数校でタブレットの持ち帰りを行っているが、メリットデメリットはどうか</p> <p>以上の質問に対し、「令和6年度に小学校1校、中学校1校でタブレット端末持ち帰りの実証実験を行いました。実験を行った学校からは、「自分で学習を進めている生徒も見受けられ、自由進度学習のきっかけにもなった」、あるいは「自宅では時間制限がないことから、ゆっくりと課題に取り組むことができた」との報告があった一方、「インターネットに接続するまでに苦労した家庭がある」とか、「タブレット端末をカバンから出して落としてしまった事例があった」等の声がありました。」と答弁しました。</p> <p>② タブレットの持ち帰りが各学校で推進されていくと思われるが、教育委員会としての取り組みは</p> <p>以上の質問に対し、「学校外においてもタブレット端末を安全・安心・快適に利用するため、「タブレット端末持ち帰りガイドライン(案)」を作成し、学校と協議しております。出来上がり次第、速やかに学校に周知する予定をしております。」と答弁しました。</p> <p>(2) G I G Aスクール端末の適切な処分について</p>

教育部長	<p>①来年度以降、新端末をリース契約に伴い、旧端末の何台程度を処分するのか。その際、適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取り組みは</p> <p>以上の質問に対し、「令和8年度から運用するタブレット端末につきましては、児童生徒用及び教職員用として7, 868台を5年間の賃貸借により整備を行う予定としております。現在運用している7, 932台のタブレット端末につきましては、初期化のうえ、再利用を予定している数百台を除き、令和8年度にすべて売却処分をする予定です。タブレット端末の処分に伴うデータ消去につきましては、国からの通知で「情報を復元困難な状態にする必要がある」とされており、データ消去の方法も示されております。また、本市では「あま市学校等情報セキュリティーポリシー」で「情報資産の廃棄」についても定めていることから、国が示している処分方法を用い、専用のソフトウェアによりデータ消去を行うなど、適切な方法で処分する予定となつております。」と答弁しました。</p> <p>②G I G Aスクール端末の処分委託及びデータの消去等の予算措置に関する質問に、情報漏洩や個人等のデータ流出が相次いでいた。市の認識は</p> <p>以上の質問に対し、「タブレット端末処分時における情報漏洩やデータ流出を防ぐためには、国から示された適切な方法で処分を行うことが可能で、専門的な知識及び技術を持った実績のある業者に消去を委託する必要があると考えております。」と答弁しました。</p> <p>V八島堅志議員から質問を受けました。</p> <p>1 小中学校における暑さ対策について</p> <p>(1) 暑さへの対応について</p> <p>①昨今の暑さへの対応についてどのような対策や検討がされているか</p> <p>以上の質問に対し、「通学時の暑さ対策としましては、登下校中を含め学校生活において事故が無いよう校長会議や教頭会議でも周知し</p>
------	---

	<p>ております。具体的には、日傘、濡れタオル、冷感タオル、クールリ ング、スポーツドリンク等を許可し、ランドセルの代わりに軽量のリ ュックサックの使用も認めております。また、少しでも荷物を軽くす る工夫として、いわゆる「置き勉」など子どもの実態に応じた対応を しております。加えて、クーリングシェルターとして登録いただける よう、今年度も学校教育課より通学路沿線の企業に依頼をいたしま す。」と答弁しました。</p> <p>②ランドセルに加え、リュックも利用可とされているが、保護者へは いつ、どのように案内されているか</p> <p>以上の質問に対し、「暑くなり始める5月～6月頃、暑さ対策として リュックサックなどの使用について保護者宛に文書や口頭で案内を しております。また、一部の学校では、入学説明の際にランドセル以 外でも使用可能であるとお知らせしております。なお、案内のない学 校においても、ご相談をいただいたうえで、ランドセル以外での登校 を認めております。」と答弁しました。</p> <p>③体育館の空調整備について、検討状況、課題は</p> <p>以上の質問に対し、「学校施設における空調設備については、使用頻 度の高い特別教室から、順次設置を進めているところであります。体 育館への空調設備については、特別教室への設置が終わりましたら、 早期に実施していきたいと考えております。空調整備の課題について ですが、体育館の建物は広い空間で天井が高く気密性も低いことか ら、高出力の空調設備が必要となります。また、空調効果を得るため 断熱工事が必要となり、場合によっては大規模な改修が必要となるこ ともあります。このほか、高額なランニングコスト、空調設備設置場 所の確保等も課題であると考えております。なお、市内の17小中学 校のうち、小学校3校、中学校1校には、体育館の会議室に空調設備 が設置されております。」答弁しました。</p> <p>(2) 通学について</p> <p>①他自治体で導入進む冷凍庫やウォーターサーバーの検討状況</p>
--	--

	<p>以上の質問に対し、「学校施設における設備については、設備の優先度や全体の予算を勘案しながら整備を進めているところです。通学時における暑さ対策に関するアンケートを行なうなど、調査しているところですが、市内全17小中学校に冷凍庫やウォーターサーバーを設置するためには多額の費用が掛かること、また衛生面に課題が残ることから現時点では導入予定はございません。」と答弁しました。</p> <p>②長距離通学をしている児童の状況は</p> <p>以上の質問に対し、「学校から通学団の集合場所までの距離になりますが、市内小学校のうち、最も遠距離であるのは甚目寺東小学校区である森七丁目で、小学校までの距離およそ2.9km、通学に要する時間は1時間程度となっております。続いて、美和小学校区、蜂須賀三反割の通学距離がおよそ2.4km、通学に要する時間は45分程度、伊福小学校区、伊福江向（えむかい）の通学距離がおよそ2.0km、通学に要する時間は35分程度となっております。その他小学校では遠くても1.5km程度となっております。人数につきましては、通学距離が2.0kmを超える人数は、183名で、うち低学年（1～3年生）は88名となります。」と答弁しました。</p> <p>③ニーズが高まっている自動車送迎への対応やスクールバスの検討状況は</p> <p>上の質問に対し、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に定められている適正な学校規模の条件によると、「小学校にあってはおおむね4キロメートル以内」とされております。地域コミュニティが協力して、自動車で送迎を行うことを妨げるものではありませんが、スクールバスについては、国庫補助金を活用することができないため、市教育委員会でスクールバスを運行することは、難しいと考えております。」と答弁しました。</p> <p>④小学校高学年を対象に自転車通学可というのはどうか</p>
--	--

	<p>以上の質問に対し、「全国的には、小学校でも自転車で通学している自治体もありますが、本市の交通事情、道路状況を考慮すると、自転車での登下校については、安全の確保が困難であることから、現実的ではないと考えます。また、通学団は上級生が下級生をいたわり、交通安全対策として有効であると考えます。」と答弁しました。</p> <p>⑤市公共交通機関が通学でも利用できる状況になれば、通学手段とすることは可能か</p> <p>以上の質問に対し、「各学校長の判断となりますが、公共交通機関を使って通学できる状況であれば問題はないと考えます。」答弁しました。</p> <p>2 小中学校におけるいじめの対応について</p> <p>(1) いじめの報告と発見について</p> <p>①報告件数の推移は</p> <p>以上の質問に対し、「市教育委員会に報告のあった、いじめの認知件数につきましては、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談、生活アンケートの内容から把握しておりますが、令和4年度末で90件、令和5年度末で73件、令和6年度末で130件となっております。」と答弁しました。</p> <p>②子どもの視点に立った相談体制の充実という点から、1人1台端末の活用による「心の健康観察」の導入を進める自治体があるが、本市はどうか</p> <p>以上の質問に対し、「本年9月1日の校務支援システムの更新にあわせて、「スクールライフノート」アプリを導入いたしました。この「スクールライフノート」は、児童生徒が毎日簡単な操作で学校生活のさまざまなことを記録し、気づきを可視化することができるシステムで、「心の天気」と「学びの天気」のふたつを「はれ」「くもり」「あめ」「かみなり」の4つの記号を使い記録するものであります。また、校務支援システムとも連携しているため、学校は学級や児童生徒の状況をより深く分析・共有することができるものとなります。各学校の準</p>
--	---

	<p>備が整い次第、運用が開始されますので、市教育委員会としましては、早期からの運用を促してまいります。このほか、児童生徒から指定する教員にSOSを送る機能も搭載しており、児童生徒は、学校が設定した一覧の中から相談したい教職員及び相談内容を選んで送信することで、教室や職員室では言いにくいことをシステムから担任以外の教師にも伝えることができます。」と答弁しました。</p>
教 育 部 長	<p>VI毛利尚義議員から質問を受けました。</p> <p>1 投票率向上について</p> <p>(1) 主権者教育について</p> <p>①小中学生に向けて、市や教育委員会で行ってきた取組を伺います</p> <p>以上の質問に対し、「小中学生に対する主権者教育への取り組みは、未来の主権者としての意識を育む重要な活動となります。社会科や特別活動を通じて、政治の役割や地域社会の課題への理解を深めることで、児童や生徒が主体的に社会に関わる能力を育成することを目指しております。小中学校での選挙を知る機会としましては、児童会や生徒会の役員選出を通じて、民主主義の基本である選挙の仕組みやルール、公平性について実践的に学ぶ貴重な機会となっております。特別活動のひとつに児童会活動・生徒会活動がありますが、本年7月には伊福小学校の6年生が校外学習の一環として議場の見学を行いました。」と答弁しました。</p> <p>②小中学生の議場見学をすべての学校で行うことについての考え方を伺います</p> <p>以上の質問に対し、「主権者教育の実践として議場見学を行うことは、議会の仕組みや役割を直接学ぶ機会として有意義であると考えております。しかしながら、全ての学校で議場見学を行うという事は考えておりません。」と答弁しました。</p> <p>③参加者を募集して議場見学や模擬議会を行うことについての考え方を伺います</p> <p>以上の質問に対し、「市議会から募集の要請があった場合、学校への</p>

教育部長	<p>周知や情報提供であれば、市内校長会議の場で紹介し、協力を得ることはできると考えております。」と答弁しました。</p> <p>VII 美濃島絢太議員から質問を受けました。</p> <p>1 A I の利活用について</p> <p>(1) 教育への導入について</p> <p>①教職員の A I 利用率は</p> <p>以上の質問に対し、「A I 利用率については、市教育委員会としては調査を行っていないため、把握はしておりませんが、令和6年度に国が全国の小中学校に対して行ったアンケート調査では、「『初等中等教育段階における生成A I の利用に関する暫定的なガイドライン』に基づき生成A I を校務で活用していますか。」という問い合わせに対し、本市では、アンケートに回答した学校のうち2校が「半分以上の教職員が活用している」と回答しています。」と答弁しました。</p> <p>②教職員への A I に関する研修はあるか</p> <p>以上の質問に対し、「教職員への A I に関する研修としては、A T C (アマティーチャーズカレッジ) の本年度7回目の講座におきまして、岐阜聖徳大学の芳賀(はが)高洋(たかひろ)教授を招き、8月28日(木)「生成A I の利用と著作権について」と題して研修を行っております。」と答弁しました。</p> <p>③A I リテラシー教育はどのように取り入れているか、または計画があるか</p> <p>以上の質問に対し、「小中学校におけるA I リテラシー教育につきましては、A I の進化と普及にともない、子どもたちが人工知能(A I)に関する基本的な知識やスキルを学び、A I を適切に活用し、批判的に理解する能力を育むための教育を指し、これから社会においてA I の基本的な仕組みや活用法を理解することは不可欠であると考えております。しかしながら、現在のところどのように取り入れていくかにつきましては、計画はありませんので、国が令和6年12月に策定した、「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関する</p>
------	---

	「ガイドライン」に基づき、研究してまいりたいと考えております。」と答弁しました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	議会の質問は各学校、校長会等で伝達をしておりますか。
教 育 部 長	校長会での伝達はしておりません。また、個別の事案に関しては個別に対象校に質問しており、全校には聞いてはおりません。
	よって、議会においてそのような質問があつたこと自体、対象校でなければ知らない状況にあります。
委 員	学校運営協議会で各学校が問題意識を持つために市議会議員から質問があつて事務局がこう考えていると全学校へ伝えた方が良いと思います。それによって各学校は学校運営協議会に自校で起きた場合どうしようと相談するべきだと思います。
教 育 部 長	事後の報告という事でしょうか。質問をいただいた段階で聞くという事ではなく。
委 員	今は問題意識を持っていらっしゃらないかもしれません、例えば暑さ対策はどこの学校でもあてはまります。そういうことを校長先生方も問題意識を持っていただく必要があると思います。伝達してあげるといいと思います。校長会、教頭会などどこでもいいと思います。ただし、校長会にのみ伝えて校長から校内に伝わるかは疑問です。
教 育 次 長	校長会の内容は、少なくとも校内四役には伝わると思います。学校全体に伝えることはないと思います。
委 員	先生方に対しても、教育委員会事務局は色々考えて対応していることを示してあげる必要があります。事務局は何もやってくれないと思っている可能性もあります。
教 育 次 長	職員会議で内容を吟味して全職員に周知することは出来ます。
教 育 長	事後であれば議会終了後の校長会で学校教育課関係の質問について項目に入れて質問内容と回答は伝達しております。
委 員	県教委では教育事務所長会議では伝達しておりました。

委 員 員	手間がかかるようであればこの資料を学校へ送っていただくでも構いません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「令和8年度あま市美和図書館館内整理日の承認について（報告）」
生涯学習課長	利用者の利便を図るため、あま市美和図書館館内整理日を次の通り教育長専決として承認した報告です。
	規則第4条第2項ただし書きに規定する館内整理日
	・令和8年8月は、8月24日（月）とする。
	・令和8年12月は、12月14日（月）とする。
	・令和9年2月は、規則第4条第3項に定める特別整理期間内に実施する。
	規則第4条第3項の特別整理期間
	・令和9年2月12日（金）から同18日（木）までの、通常の月曜休館（15日）を除いた、6日間とする。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第42号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市
	教育委員会会議規則第14条第3項により会議録についても非公開
	とする。
	(傍聴人0人)
	【次回予定】
	・令和7年11月14日（金）午後2時00分 定例会
	(あま市役所 2階 B1B2会議室)
	【閉会時刻：午後2時15分】

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和7年11月14日

教育長 伊藤克仁

教職務代理者 溝口正己

委員 小笠原英司

委員 吉川孝子

委員 近藤真司

委員 三浦明里

事務局 鎌倉宗志

会議録作成 野口日清司